

訪問介護重要事項説明書

1 事業者

名 称	南砺市井波ホームヘルプステーション
所 在 地	富山県南砺市井波 9 3 8 番地
電 話 番 号	0 7 6 3 - 8 2 - 0 5 2 4
事 業 所 番 号	1 6 7 2 0 0 0 2 4 5
代 表 者 氏 名	南砺市長 田中 幹夫
管 理 者 氏 名	松村 陽子
設 立 年 月 日	平成 1 6 年 1 1 月 1 日

2 事業実施区域

南砺市

但し、通常の実施区域を超えてサービスを提供した場合には、所定単位数の 5 % を加算します。

3 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (但し、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除きます。) 但し、市長が特に必要と認めたときは、これを変更 することができます。
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前 8 時から午後 9 時まで

4 職員体制

管理者 1 名、サービス提供責任者 1 名以上、訪問介護員等は介護福祉士又は、訪問介護養成研修 1 級、及び 2 級課程修了者、介護職員初任者研修修了者とし、その員数は常勤換算で 2. 5 人以上とします。

5 サービス内容

訪問介護サービス内容は、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して身体介護及び生活援助、その他日常生活上の援助を行うものとします。

6 事業の目的と運営方針

(目的)

南砺市が開設する井波ホームヘルプステーションは、事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な訪

問介護を提供することを目的とします。

(運営方針)

訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、地域の行政、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を努めるものとします。

7 サービス利用料

訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（定額制）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。但し、一定の所得以上の方は2割又は3割負担になります。

尚、1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合で、利用者の同意のもと、2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2人分の利用料とします。

(1) 利用料のお支払い方法

①利用料のお支払いは翌月25日を基準日とし、口座振替とさせていただきます。

②口座振替後に領収書を発行いたします。

③利用者はサービスの提供を受けるにあたり、代理人（連帯保証人）を1名定めるものとします。

○利用料の滞納、利用者の責に帰すべき事由に係る費用の支払いの遅延等、債務不履行があった場合、代理人（連帯保証人）の支払い上限額（極度額）は10万円とします。

○代理人（連帯保証人）が負担する債務の額は、口座振替が出来なかった場合等、支払い予定日に支払われなかった場合に事業者がその額を確定し、代理人（連帯保証人）に通知します。

○代理人（連帯保証人）の請求があったときは、代理人（連帯保証人）に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(2) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更を希望される場合は、サービス提供の24時間前までに事業者申し出て下さい。

②サービス利用の変更、追加については、ご相談に応じます。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供させていただくことになりますが、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮します。

(2) サービスの提供について

①サービスは「訪問介護計画書」に基づいて行います。但し、実際の提供にあたっては、訪問時の状況、事情、意向等について十分に配慮します。

②サービスの実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただくことがあります。

(3) サービスの内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由等で、訪問介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービスの内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービスの利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者もしくはそのご家族からの金銭又は物品、飲食の授受

③利用者のご家族に対するサービスの提供

④その他利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

9 サービス実施の記録について

事業者は、訪問介護サービスの提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

10 緊急時・事故発生時の対応

(1) 緊急時等は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。

(2) 訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族や居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 訪問介護サービス提供中に利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに利用者の家族及び主治医等に連絡します。

○緊急時の連絡先及び対応可能時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時15分 (事務所) 0763-82-0524
月曜日～土曜日 及び祝祭日	8時00分～20時30分 (携帯電話) 090-6273-8959

1 1 情報提供について

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、サービス事業所間で行われるサービス担当者会議等においては、必要な情報のみ提供させていただく場合がありますが、予め同意を得て行います。

1 2 提供するサービスの第三者評価について

実施していません。

1 3 苦情等の受付について

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等サービス利用に関するご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付窓口〉 担当者 松村 陽子

○電話番号 0763-82-0524

○受付期間 月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

(2) その他苦情受付機関

南砺市地域包括医療ケア部 地域包括ケア課 長寿介護係	住 所 南砺市北川166番地1 電 話 番 号 0763-23-2034 F A X 0763-82-4657 受 付 時 間 8時30分～17時00分
砺波地方介護保険組合	住 所 砺波市栄町7番3号 電 話 番 号 0763-34-8333 F A X 0763-34-8334 受 付 時 間 8時30分～17時00分
富山県国民健康保険団体 連合会	住 所 富山市下野字豆田995番地3 電 話 番 号 076-431-9833 F A X 076-431-9850 受 付 時 間 8時30分～17時00分
富山県福祉サービス運営 適正化委員会 (富山県社会福祉協議会内)	住 所 富山市安住町5番21 電 話 番 号 076-432-3280 F A X 076-432-6532 受 付 時 間 9時00分～16時00分

1 4 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するために次に掲げる措置を講じます。

(1) 暴言・暴力・ハラスメントに対する組織・地域での適切な対応を図るとともに、事業所内に責任者を選定しています。

○ハラスメントに関する責任者 松村 陽子

(2) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための

研修を実施しています。

- (3) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

1 5 虐待防止について

利用者等の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の掲げる措置を講じます。

- (1) 利用者等の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するとともに、事業所内に担当者を選定しています。

○虐待防止に関する担当者 大浦 絵美

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止に係る指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村等に通報します。

1 6 身体拘束等の禁止について

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないために、次の掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等禁止等を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化に係る指針を整備しています。
- (3) 職員に対して、身体拘束等適正化を図るために定期的な研修を実施しています。

1 7 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 8 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、次の措置を講じます。

- （１）職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- （２）事業所は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問介護サービス事業の開始にあたり、令和 年 月 日に利用者及び代理人（連帯保証人）に対して、本書面に基づいて重要事項の説明をするとともに、本書面以外についても説明しました。

説明者

住 所	南砺市井波 9 3 8 番地	
名 称	南砺市井波ホームヘルプステーション	
氏 名	サービス提供責任者	印

訪問介護サービス同意書

私は、本書面により、令和 年 月 日に事業者から訪問介護サービス事業について、重要事項の説明を受けるとともに、本書面以外についても説明を受け了承しました。

利用者

住 所	_____	
氏 名	_____	印

代理人（連帯保証人）

住 所	_____	
氏 名	_____	印

○初回加算について

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

※本加算は利用者が過去2ヶ月に当事業所からサービスの提供を受けていない場合に加算されます。(事業対象者・要支援から要介護になった場合も加算されます。)

○緊急時訪問介護加算について

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

○特定事業所加算について

介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築していると評価された事業所に加算します。

○介護職員処遇改善加算

介護職員の安定的な処遇改善を図ることを目的に、職場環境整備や賃金改善を行うために加算します。

○介護職員等特定処遇改善加算

従来の処遇改善加算に加え、キャリアのある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うために加算します。

○介護職員等ベースアップ等支援加算

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として、介護職員の処遇改善を行うために加算します。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は一本化され、**介護職員等処遇改善加算**となりました。

尚、介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額自己負担となります。

※当該サービスが法定代理受理サービスである時は、利用者の負担割合はその1割とします。

但し、一定の所得以上の当該負担割合は2割又は3割になります。

「介護保険負担割合証」に当該負担割合が記載されていますので、ご参照いたします。